(株)清水銀行 (会和6年5月6日現在)

	(令和6年5月6日現在)
1. 商品名	・変動金利定期預金〔複利型〕
2. 販売対象	・個人の方のみご利用いただけます。
3. 期間	・定型方式 3年 ・預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。この場合は、満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金〔複利型〕に自動的に継続されます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・100円以上(総合口座の場合は10,000円以上) ・1円単位
5. 金利情報の 入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
6. 払戻方法	・元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。
7. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金	・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用します。 その後、預入日の6か月毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金の6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利で計算します。 ・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則20%(国税15%、地方税5%)ですが、平成25年1月1日から令和19年12月31日までは、所得税額(国税15%)に対して2.1%の復興特別所得税が付加されます。
8. 手数料	
9.付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額は他の定期預金担保分を合算した金額の 90%(最高 300 万円まで)と なります。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率となります。 ・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高 350 万円まで非課税がご利用い ただけます。(マル優の適用については窓口にお問い合わせください)
10. 中途解約時の取 扱い	<ul> <li>・満期日前に解約する場合は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</li> <li>①6か月未満 解約日における普通預金の利率</li> <li>②6か月以上1年未満 約定利率×40%</li> <li>③1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</li> <li>④1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</li> <li>⑤2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</li> <li>⑥2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</li> </ul>

## 商品概要説明書

## 変動金利定期預金〔複利型〕

(株) 清水銀行

(令和6年5月6日現在)

	11 to 1 22
11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金(決済用の預金を除く)と合算して元本 1,000万円までと利息が保護されます。
12. その他参考となる事項	・証書式、通帳式での取扱ができます。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算 します。
13. 契約している 指定紛争解決 機関	<ul><li>・一般社団法人全国銀行協会</li><li>連絡先 全国銀行協会相談室</li><li>電話番号 0570-017109または03-5252-3772</li></ul>